

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会庶務課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成31年2月12日

3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成31年2月12日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 随意契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 補助金・交付金に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

(ア) 現在、単年度で契約している小中学校給食用昇降機保守点検業務委託において、経費節減や事務の効率化の観点から、長期継続契約への変更の可能性について検討されたい。

(イ) プールろ過装置改修工事、床改修工事及び排煙設備改修工事等において、学校単位での発注が行われているが、経費節減や事務の効率化の観点から、一括発注による契約の可能性について検討されたい。